

海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書

政府は、「テロ対策」を口実としたインド洋への海上自衛隊派兵につづいて、「海賊対策」を口実に、自衛隊法 82 条の「海上警備行動」を根拠に、ソマリア沖への自衛艦派遣を強行しようとしています。

しかし、海上自衛隊が海上保安庁の活動を支援しておこなう海上警備行動は、そもそも日本領海や近海を念頭においた活動であり、浜田防衛相がいうような「法律的にはどこでもいけてしまうという地理的概念のない法律」などというものではありません。

「海賊対策」と称してソマリア沖に派遣される海上自衛隊の活動内容も、日本籍船だけでなく、外国籍船の日本乗組員・乗客、日本の船舶運行事業者が運航する日本関係船舶、外国籍船に積載されている日本の積荷を守るなどと、限りなく日本の安全とは関係ない外国船舶の保護にまで拡大する恐れがあります。武器使用も、正当防衛や緊急避難だけでなく、自衛艦防護などにまで広がる危険性があります。

海賊対策で重要なことは、現場の海域の状況をよく知っているソマリア周辺諸国の警備能力向上への支援です。マラッカ海峡などアジアで海賊対策を実施してきている海上保安庁が、長年培ってきた能力を生かし周辺国に警備技術を指導したり、警備艇購入のための財政支援をおこなうなど、日本にやるべきことはたくさんあります。そうしたことを充分検討もしないで、自衛艦の派遣しかないようにするのは大間違いです。

よって、以下のことを求めます。

1. “派兵先にありき” のソマリア沖への海上自衛隊派兵はおこなわないこと。
2. 海の秩序維持の主体はどこでも海上警察機関であり、タンカーなどの安全確保のために、直接的な対応が必要というのなら、まず海上保安庁の活用を考えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 19 日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫

提出先 内閣総理大臣 防衛大臣